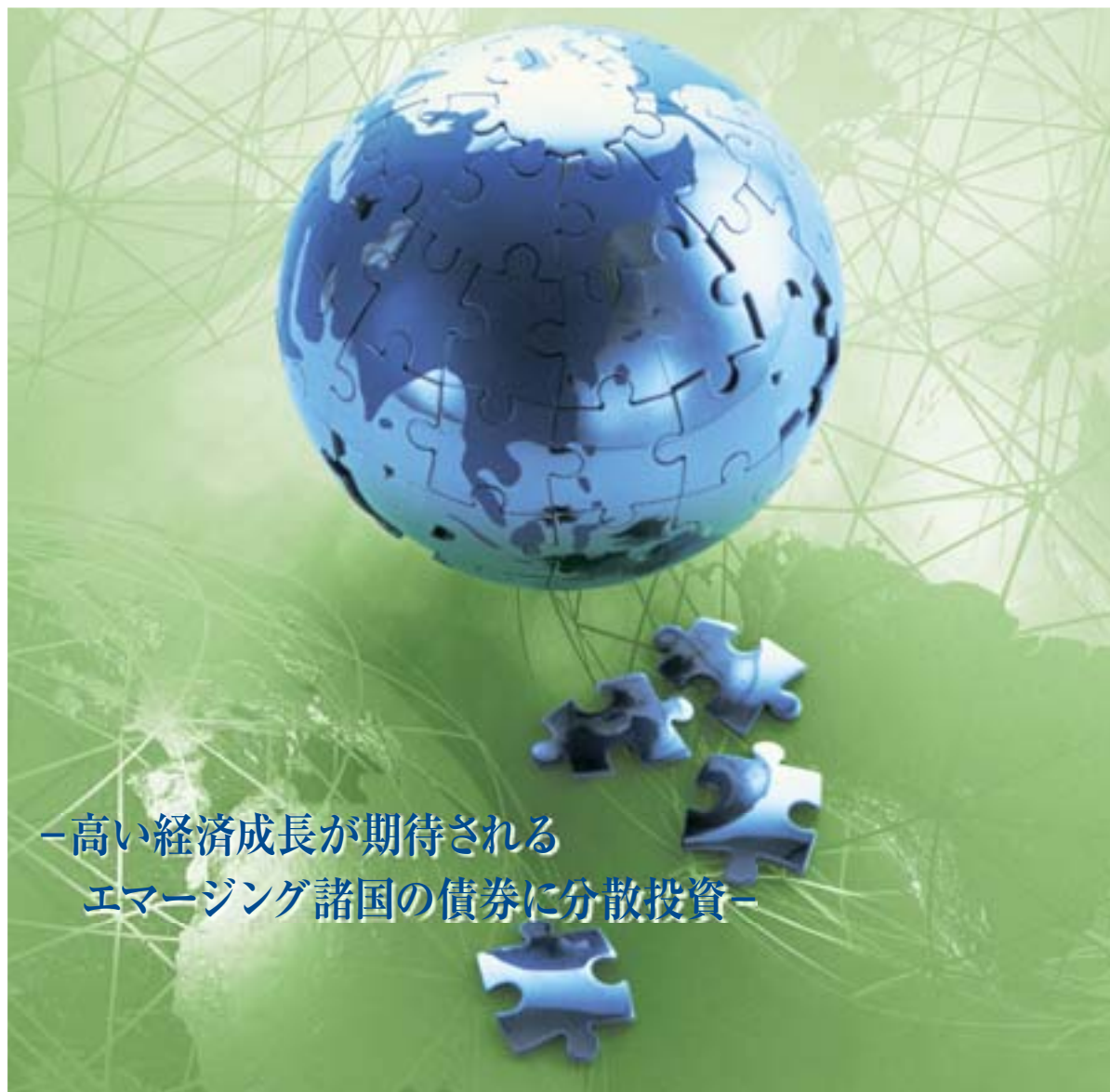


ピムコ・バミューダ・トラストⅡ
ピムコ・ワールド・ハイインカム
バミューダ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建)



- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うピムコ・バミューダ・トラストⅡ(以下「トラスト」といいます。)ーピムコ・ワールド・ハイインカム(以下「ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年3月31日に関東財務局長に提出しており、2025年4月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。

重要事項

- ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的にエマージング債券等に投資しますので、ファンドの1口当たり純資産価格は、金利変動や組み入れられた債券の発行体の経営・財務状況の変化等により下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの受益証券は、1口当たり純資産価格が外貨建てで算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影響も受けます。したがって投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

管理会社・投資顧問会社

PIMCO

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー



ファンドの関係法人

管理会社・投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (「PIMCO」) ・ ファンドに関する投資運用業務、ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行・買戻業務を行います。 ・ アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に基づき1971年3月8日に設立され、その後2000年5月にアメリカ合衆国デラウェア州の法律に基づく有限責任会社として改組されました。 ・ 資本の額は、2025年1月末現在、1,464,495,792.65米ドル(約2,262億円)です。 ・ 2025年1月末現在、管理会社は338本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は、約8,308億米ドルです。 (注)米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2025年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=154.43円)によります。
受託会社	メイプルズ・トラスティ・サービシーズ(バミューダ)リミテッド ・ ファンドの受託業務を行います。
管理事務代行会社・ 保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー ・ ファンドの会計事務、管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務ならびにファンド資産の保管業務を行います。
名義書換事務受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ ・ ファンドの受益証券の発行事務、配当金支払事務を行います。
代行協会員	SMBC日興証券株式会社 ・ 代行協会員としての業務を行います。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ファンドは、「ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)」(以下「マスター・ファンド」といいます。)を通じて、エマージング証券市場と経済的な結びつきを有する国の政府、政府機関、または政府関連の事業体が発行する金利関連商品に投資し、慎重な投資運用を維持しつつ、ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求します。

ファンドの特色

ファンドの特徴

■ 主としてエマージング諸国のソブリン債を中心に幅広く分散投資します。

- マスター・ファンドは、通常、その総資産の80パーセント以上をエマージング証券市場と経済的な結びつきを有する国の政府、政府機関、または政府関連の事業体が発行する金利関連商品に投資します。

■ 原則、毎月分配を行うことを目指します。

- 先進国の国債と比較して相対的に高いエマージング債券の利子収入を中心として安定した分配を目指します。
- 収益の分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、市場環境によっては分配を行わないこともあります。

■ 運用は債券運用において専門性を有するPIMCOが行います。

- PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、グローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社です。
- エマージング債券運用においても、世界最大級の運用残高を有し、外部からも高い評価を受けています。



主な投資対象となるエマージング債券市場

- エマージング諸国とは、成長過程の初・中期に位置する国や地域を指し、「新興経済国」と訳されます。
- エマージング債券は一般的に先進国債券と比べ、信用リスクが高い傾向があります。
- ファンドは、エマージング債券市場全体を代表するJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数をベンチマークとします。

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数の構成国と格付

信用度 高 ↓ 低	投資適格格付	AAA	オーストラリア(ご参考)、ドイツ(ご参考)、米国(ご参考)
		AA	アラブ首長国連邦、カタール、サウジアラビア
		A	クウェート、チリ、ポーランド、マレーシア、中国、日本(ご参考)、ラトビア
		BBB	インド、インドネシア、ウルグアイ、オマーン、カザフスタン、コロンビア、セルビア、パナマ、パラグアイ、ハンガリー、フィリピン、ペルー、メキシコ、ルーマニア、トリニダード・トバゴ、ブルガリア共和国
	投機的格付	BB	アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、グアテマラ、グルジア、コートジボワール、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ、トルコ、ブラジル、ホンジュラス、モロッコ、ヨルダン、南アフリカ、ベニン、モンテネグロ
		B	アンゴラ、イラク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、ケニア、セネガル、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、パプアニューギニア、モンゴル、バルバドス、ルワンダ、カメルーン
		CCC	アルゼンチン、エチオピア、ガーナ、ガボン、ザンビア、スリナム、スリランカ、パキスタン、ボリビア、モザンビーク、モルディブ
		CC	ウクライナ
		C	ベネズエラ、レバノン
		格付なし	

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数

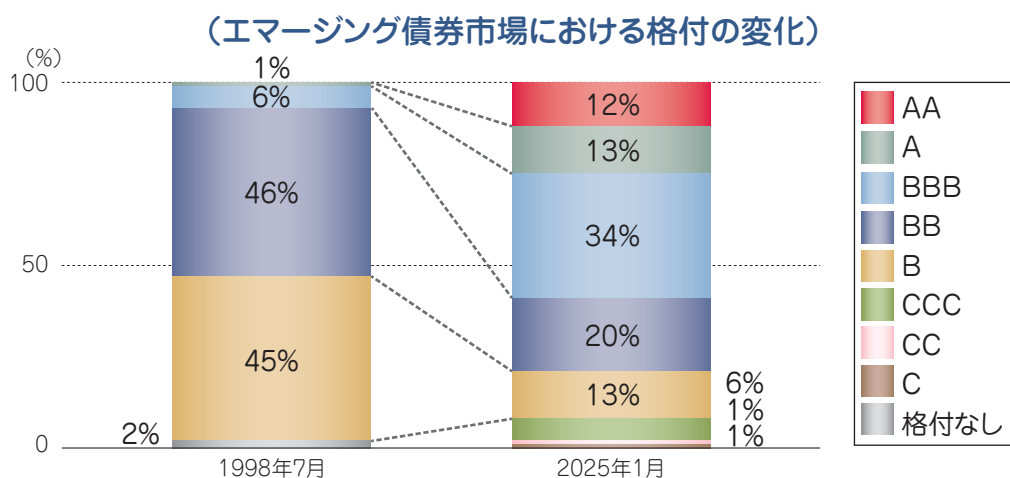
組入れ国：71カ国
通貨：ドル建
平均格付け：BBB-
平均利回り：7.74%

出所：JPモルガン・チェース、ブルームバーグ 2025年1月末現在
格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。
ただし、先進国については自国通貨建、エマージング諸国については外貨建ての債務格付を採用しております。
当ファンドは上記以外の国も投資対象にすることがあります。

※過去の実績は将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

ご参考情報

- 堅調なファンダメンタルズを背景に、エマージング債券市場の格付は向上しています。



出所：JPモルガン・チェース、2025年1月末現在

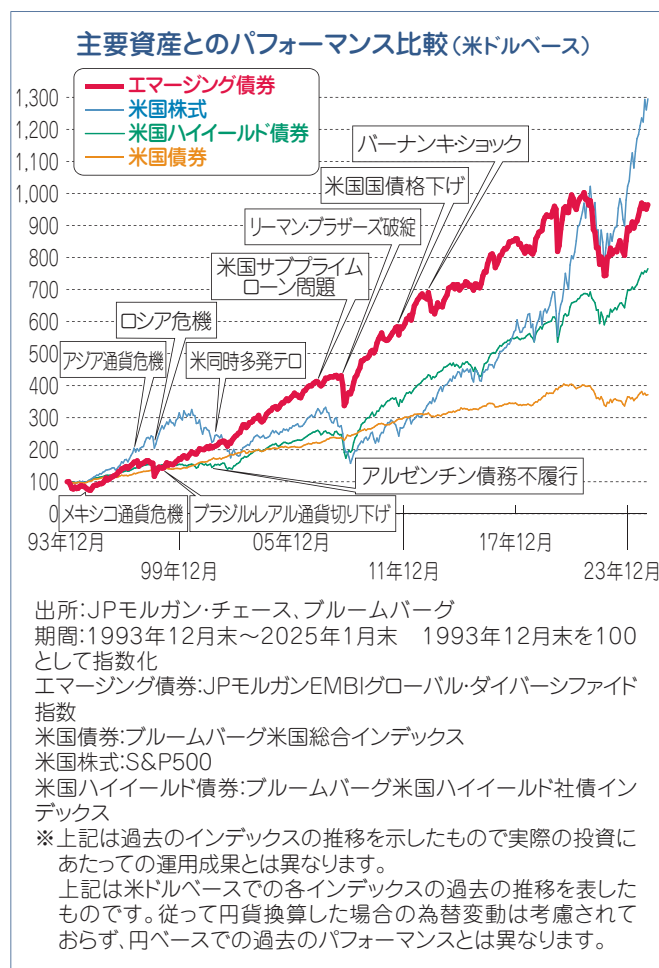
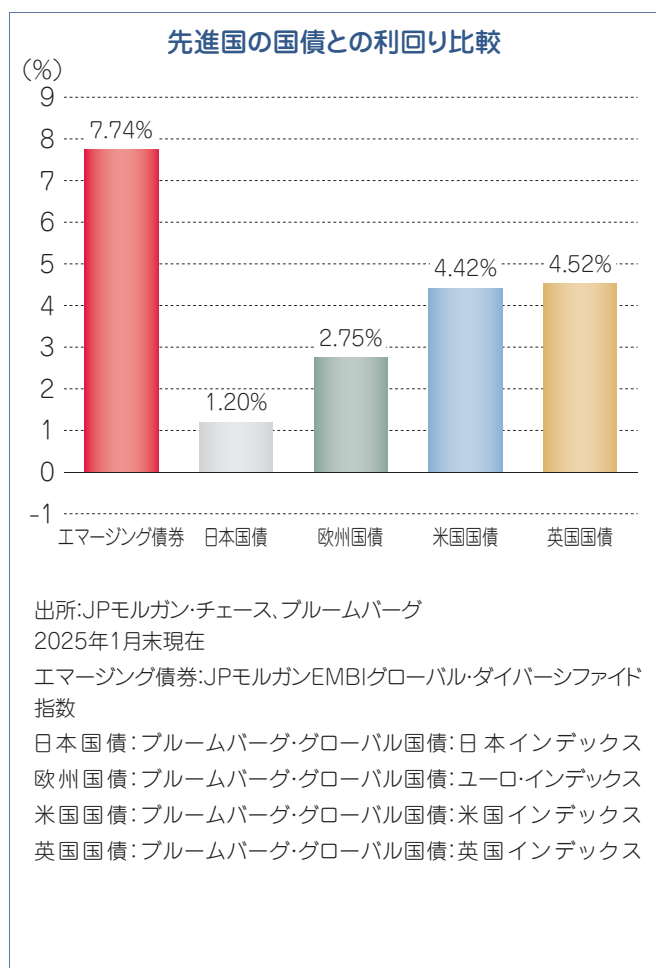
エマージング債券市場としてJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を使用

※格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。

※上記格付の構成比は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

エマージング債券投資の魅力

- エマージング諸国の債券は、先進国の債券と比べ相対的に格付が低い一方で、より高い利回りが期待できます。
- エマージング債券市場は、これまで幾度の経済危機を経験しながらも長期的にみると堅調に推移してきました。
- 先進国の国債など他の資産と異なる動きをするため、分散投資の効果が期待できます。



投資制限

ファンドの主な投資制限は次のとおりです。

- 非流動性証券にファンドもしくはマスター・ファンドの純資産額の15%まで投資可能です。
- マスター・ファンドは、株式に投資することができません。(マスター・ファンドは、転換証券に投資することはできますが、普通株式に転換することはできません。)

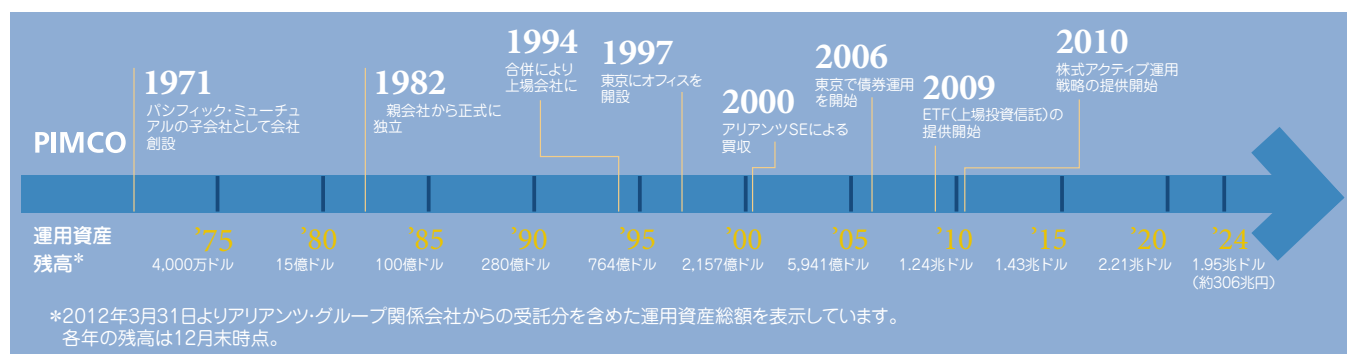
上記以外の制限および各制限の詳細については、請求目論見書をご参照ください。

分配方針

- 原則として純投資収益(利息等インカム・ゲイン)から毎月お支払いします。
- 収益の分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、市場環境によっては分配を行わないこともあります。
- 前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

PIMCOの概要

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（略称「PIMCO」）は1971年に設立され、現在、世界最大級規模の保険会社アリアンツの傘下にて、安定した経営基盤を確立しております。
- 世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社として知られており、2024年12月末現在約1.95兆米ドル（約306兆円*）（関係会社受託分を含む）の運用資産を有しております。
※WMロイターレート1米ドル=157.16円で換算 2024年12月末現在
- PIMCOは米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しております。



PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年

運用実績賞

アジア・インベスター誌
[日本債券] 2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券(ヘッジ付)] 2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship.

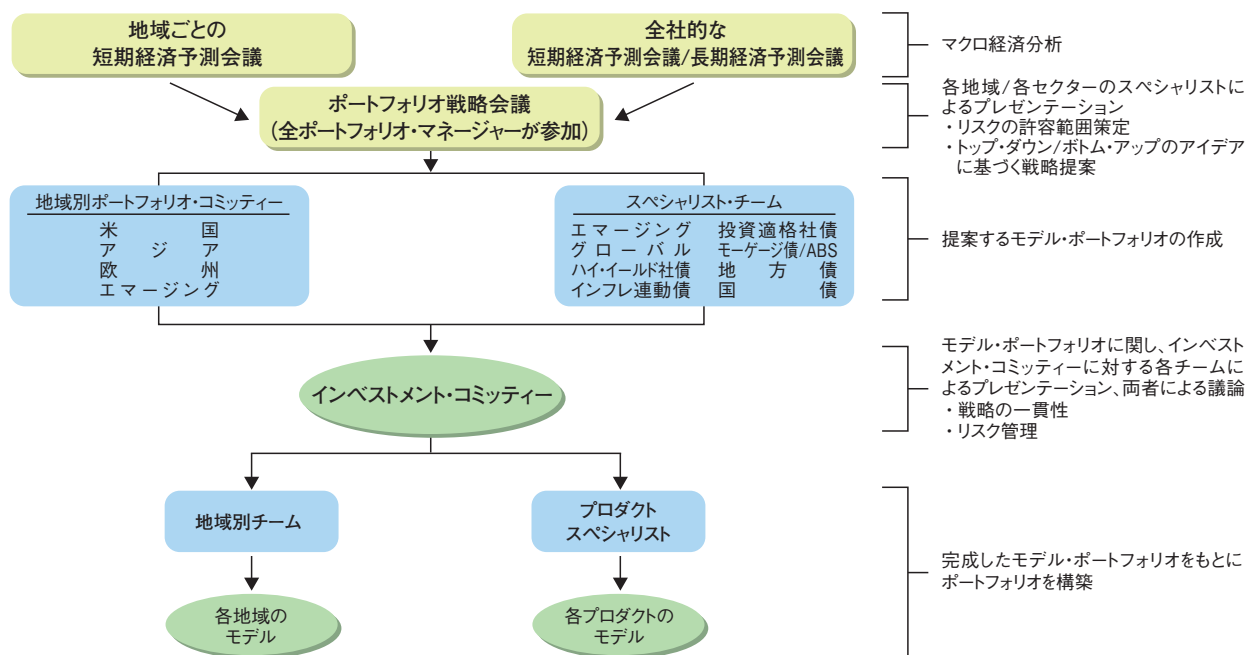
個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該運用評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

運用体制

運用プロセス

- 長期的な視点に基づいた投資戦略
- トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用

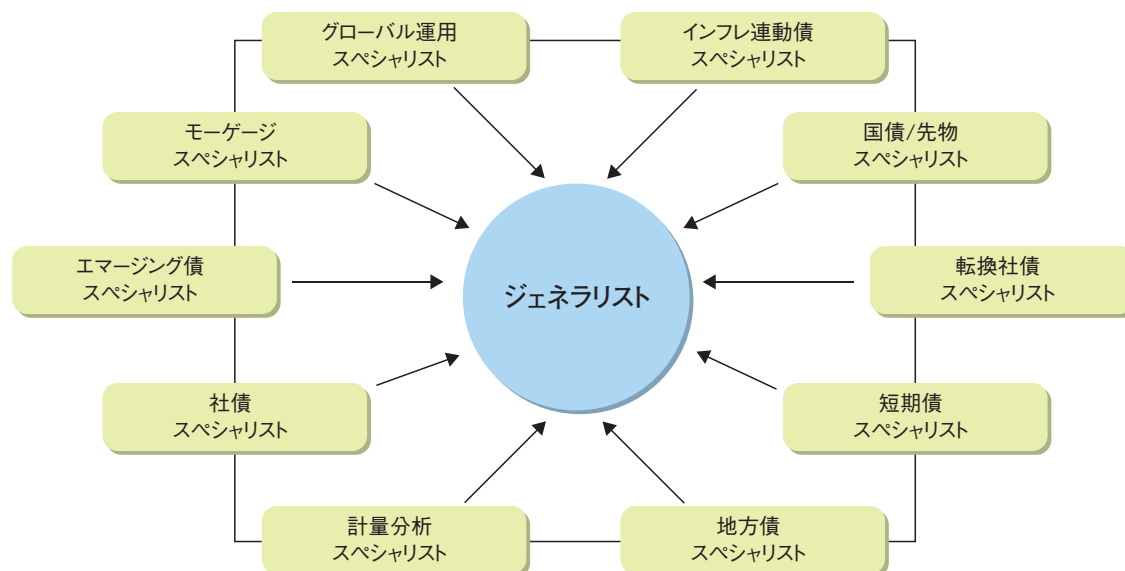


2025年1月末現在

運用体制

ピムコ・ワールド・ハイインカム運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2025年1月末現在



投資リスク

純資産価格の変動要因

ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスク要因は次のとおりです。

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動によりファンドまたはマスター・ファンドのポートフォリオ内の債券およびその他の組入銘柄の価格が変動するリスクです。例えば、名目金利が上昇すると、ファンドおよび／またはマスター・ファンドが保有する確定利付証券の価額が下落する傾向があります。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計とすることができます。比較的長期の残存期間を有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の残存期間を有する証券よりも変動しやすくなります。株式およびその他の非確定利付証券の価額も、金利変動により下落することがあります。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落します。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付証券と比べてより大きな損失を被る可能性があります。

信用リスク

確定利付証券（貸付証券の担保のために購入された証券を含みます。）の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者または担保の発行体もしくは保証人が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できないもしくは履行しようとしなかった場合、または（市場参加者、格付機関、値付業者などにより）履行できないまたは履行しようとしなかったとみなされる場合、ファンドおよびマスター・ファンドは、損害を被る可能性があります。金利上昇時の市場環境においては、当該発行体、保証人または相手方当事者が履行しようとしなかったか、または履行できないリスクが高まる可能性があります。

ハイ・イールド債リスク

ハイ・イールド証券および同等の信用度の格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称されます。）に対する投資は、より大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされます。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられています。

市場リスク

ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動します。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業もしくは発行体に影響する要因により下落することがあります。

制裁措置およびその他の同種の措置により直接的または間接的に、マスター・ファンドによる（制裁対象国および他の市場における）証券の売買が制限または停止されること、証券取引の決済が大幅に遅延するか停止されること、ならびにマスター・ファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがあります。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがあります。

エマージング市場リスク

米国外の投資リスクは、エマージング市場証券にマスター・ファンドが投資する場合、とりわけ高くなります。エマージング市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、またはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、ボラティリティ、法的、政治的、テクニカルのおよび

その他のリスクをもたらすことがあります。

発行体リスク

ファンドまたはマスター・ファンドが保有する証券の価値は、経営業績、大型訴訟、調査もしくはその他の紛争、発行体の財政状況もしくは信用格付の推移、発行体もしくはその競争環境に影響を及ぼす政府による規制の変化、合併、買収もしくは処分等の戦略的なイニシアティブおよびそのようなイニシアティブに対する市場の反応、資金の借入れまたは発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがあります。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがあります。

流動性リスク

マスター・ファンドが流動性の低い投資対象に投資することにより、マスター・ファンドは流動性の低い投資対象を有利な時期もしくは価格で売却することができなくなるか、または場合によってはマスター・ファンドが債務を履行するために不利な時期もしくは価格で別の投資対象を処分することを迫られることがあるため、マスター・ファンド(およびファンド)のリターンが減少することがあります。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、レバレッジ・リスク、カウンターパーティー・リスク(信用リスクを含みます。)、オペレーショナル・リスク(ドキュメンテーション事項、決済事項およびシステム障害等)、リーガル・リスク(文書の不備、相手方当事者の能力不足または権限不足、および契約の適法性または強制執行力の問題等)ならびにマネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、デリバティブ商品の価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴います。マスター・ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、マスター・ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があります。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、マスター・ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に当該戦略が成功するという保証はありません。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

マスター・ファンドがモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券を保有する場合、延長リスク、期限前償還リスクといった一定の追加的なリスクにさらされます。

為替リスク

米国以外の為替レートは、金利変動、インフレ率、国際収支および政府の財政黒字もしくは財政赤字、米国または同国以外の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入(もしくは介入の失敗)または米国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動します。その結果、ファンドおよびマスター・ファンドが(米国以外の)外貨および/または(米国以外の)外貨建て証券に投資するか、またはそれらのエクスポージャーを有する場合、そのリターンが減少することがあります。

レバレッジ・リスク

レバレッジは、マスター・ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもあります。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもあります。

マネジメント・リスク

マスター・ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクに

さらされます。投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するか、または一定の要因が他の要因よりも重要であると結論づけることがあります。これらが望まれる結果を生むとの保証はありません。

空売りのリスク

証券またはデリバティブの価格が上昇した場合は、マスター・ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われる手数料および利息に相当する損失を負担することになります。したがって、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴います。また、空売りまたはショート・ポジションに関する第三者が契約条件の遵守を怠り、マスター・ファンドに損失をもたらすリスクもあります。

市場混乱リスク

ファンドおよびマスター・ファンドは金融、経済およびその他の世界市場の動向および混乱(戦争、テロリズム、社会不安、景気後退、サプライチェーンの混乱、相場操縦、政府による介入、デフォルトおよびシャットダウン、政治変動、外交情勢または制裁措置もしくは他の同種の措置の発動、公衆衛生上の緊急事態(感染症の蔓延、パンデミック(世界的大流行)およびエピソード(流行)等)ならびに自然/環境災害等から生じるもの)に関連するオペレーショナル・リスクを負い、これらすべてが証券市場にマイナスの影響を及ぼし、ファンドおよびマスター・ファンドの評価額が低下するおそれがあります。

※上記以外のリスク要因および各リスク要因の詳細については、請求目論見書をご参照ください。

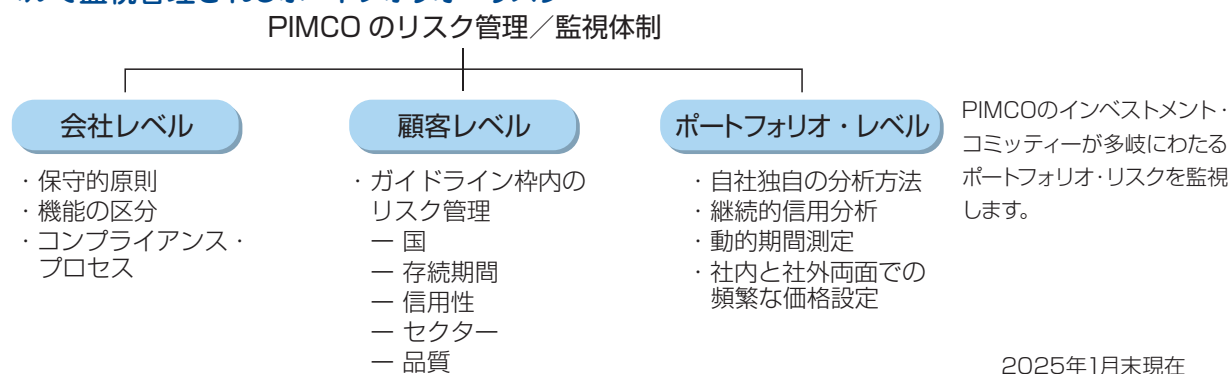
その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいます。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っています。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的で、デリバティブ取引等を行っています。ファンドは、UCITSに適用されるEUの規則に基づくリスク管理手法により、かかるデリバティブ取引等に関するリスクを管理しています。

また、ファンドは、UCITSに関するEU規制等に基づくリスク管理手法により、ファンドの信用リスクを管理しています。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

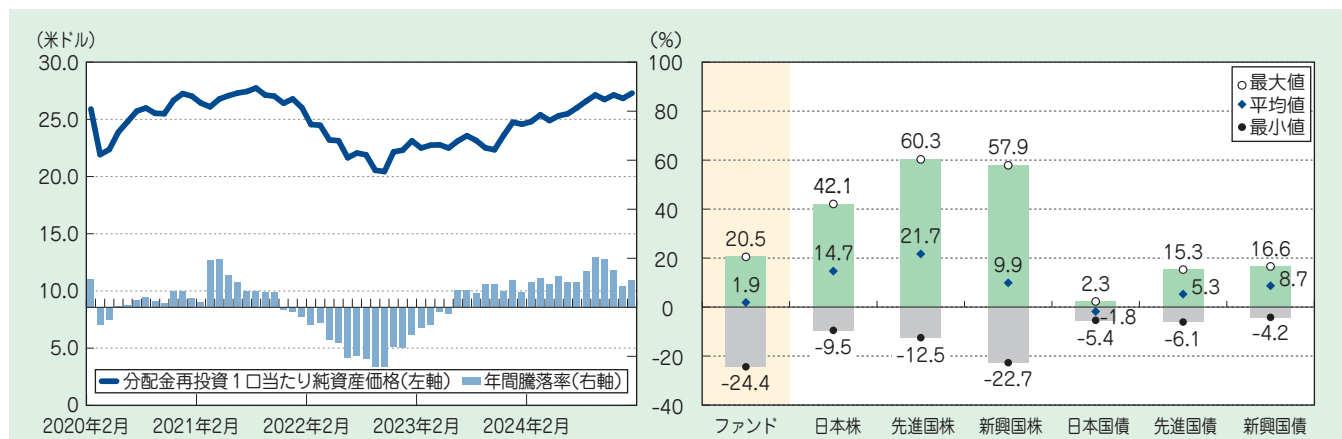
＜ ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移 ＞

2020年2月～2025年1月の5年間ににおけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

＜ ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較 ＞

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2020年2月～2025年1月)



出所:投資顧問会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(ご注意)

- ・分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

- ・代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株……………TOPIX(配当込み)
 - 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国株……………S&P 新興国総合指数
 - 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
 - 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。



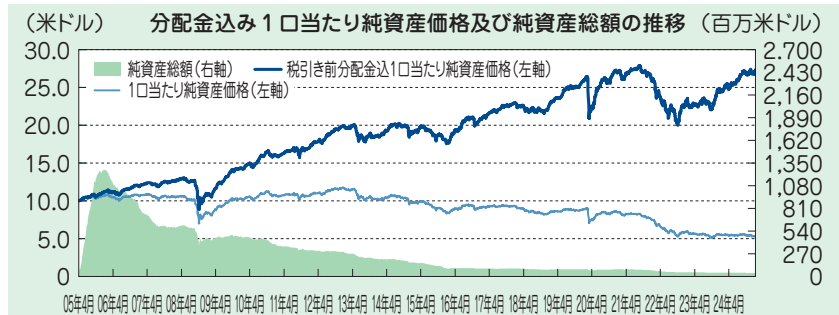
運用実績

2025年1月末現在

※ファンドの運用実績は2025年1月末現在のものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。
※金額および比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。したがって、合計の数値が一致しない場合があります。

純資産の推移（2005年4月21日～2025年1月末日）

1口当たり純資産価格	5.33 米ドル
純資産総額	39,512,233 米ドル



主要な資産の状況（組入れ投資信託を通じたポートフォリオの状況）

● 特性値

平均格付*	BBB-
平均クーポン	5.97%
平均最終利回り	8.45%
平均デュレーション	6.59年

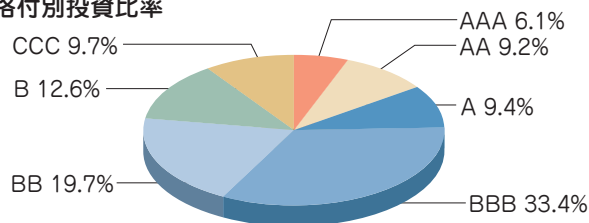
*平均格付とは、基準日時点において組入れ投資信託が保有する有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、組入れ投資信託およびファンドに係る信用格付ではありません。

● エマージング債券 上位保有銘柄

銘柄名	クーポン	償還日	格付	投資割合
メキシコ国債	3.00%	2026/12/3	BBB+	2.01%
ドミニカ国債	5.95%	2027/1/25	BB	1.75%
アルゼンチン国債	3.50%	2041/7/9	CCC	0.97%
コロンビア国債	5.63%	2044/2/26	BBB	0.82%
ペメックス*	6.95%	2060/1/28	BBB	0.81%

* ペメックスはメキシコの国営石油企業

● 格付別投資比率

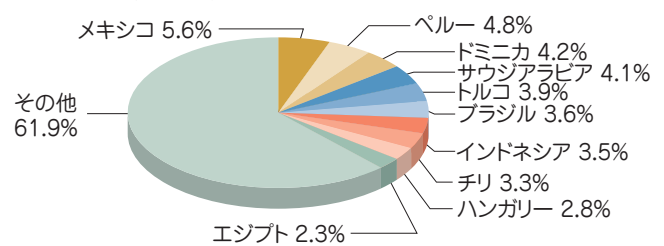


※格付はMoody's社およびS&P社の格付を参考としてPIMCOが分類したものです。

※上記格付別投資比率は、現物債のみで算出しています（短期金融商品を含みません）。

※上記格付別投資比率は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

● 発行国別投資比率



組入れ国:	56 カ国
その他に 含まれる エマージング国	コロンビア、アルゼンチン、イスラエル、カタール、チェコ、ナイジェリア、ルーマニア、アラブ首長国連邦、南アフリカ、パナマ、ポーランド、エクアドル、アンゴラ、オマーン、中国、ウクライナ、パラグアイ、フィリピン、カザフスタン、スリランカ、パキスタン、エルサルバドル、ガーナ、コートジボワール、グアテマラ、カメルーン、セネガル、ケニア、ベネズエラ、マレーシア、ウルグアイ、インド、アゼルバイジャン、ヨルダン、香港、コスタリカ、ブルガリア、セルビア、ラビア、バーレーン、クウェート、アルメニア、モロッコ、レバノン、マケドニア、韓国

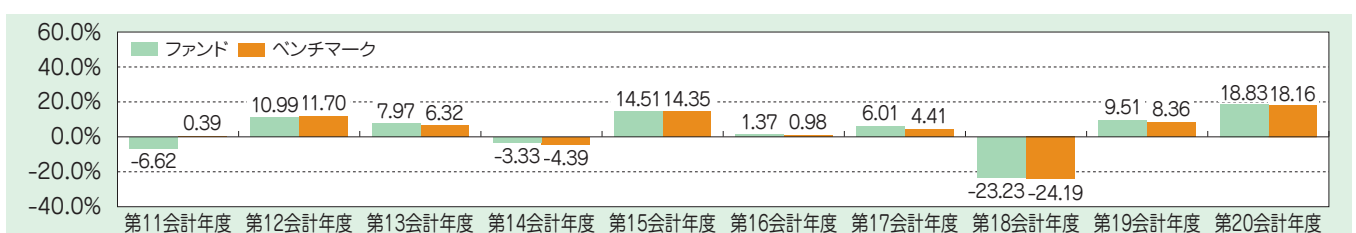
※「その他」には短期金融商品および派生商品を含みます。

※上記発行国別投資比率は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

分配の推移（税引前）

分配年度／月	第16会計年度	第17会計年度	第18会計年度	第19会計年度	第20会計年度	2024年11月	2024年12月	2025年1月	設定来累計
1口当たり分配金(米ドル)	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.06	0.06	0.06	14.16

収益率の推移



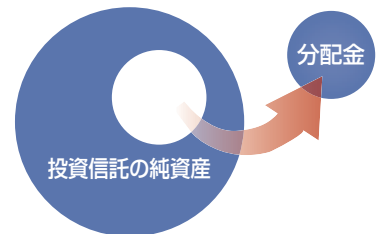
(注1) ベンチマークはJPモルガンEMBIグローバル・ダイバースファイド指数

(注2) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
a = 会計年度末の1口当たりの純資産価格(該当期間の分配金の合計金額を加えた額)
b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格(分配前の額)

追加的記載事項：分配金に関する留意事項

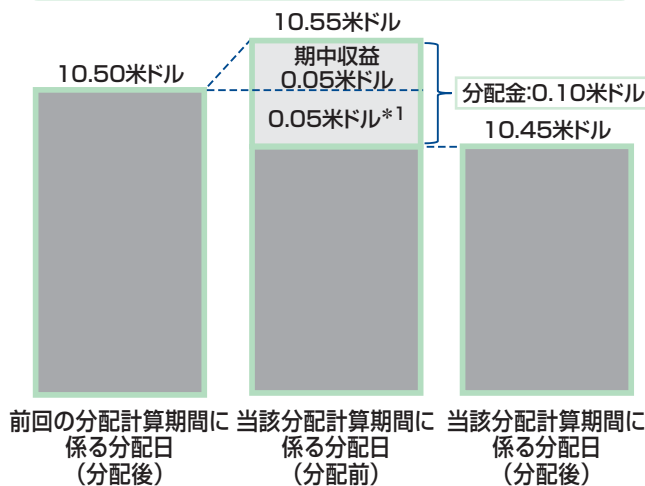
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(金利収入(インカム・ゲイン)および売買差益(キャピタル・ゲイン)等)を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配計算期間に係る分配日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)と比べて下落する事になります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配計算期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。なお、分配日は分配基準日の翌ファンド営業日を指します。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



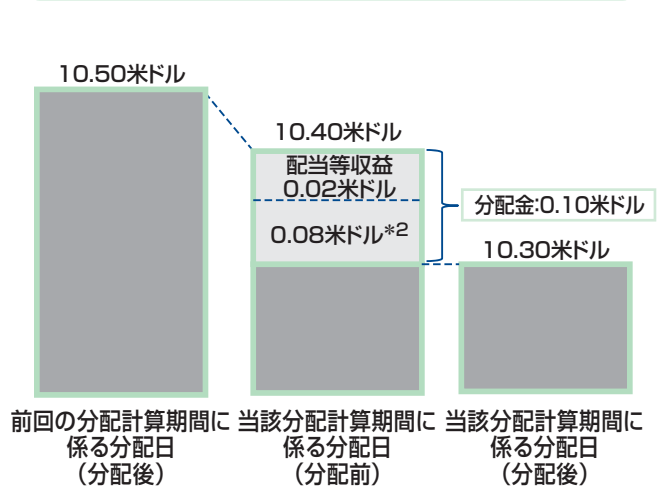
分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から
1口当たり純資産価格が上昇した場合



*1 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.05米ドルを取り崩す

前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から
1口当たり純資産価格が下落した場合



*2 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.08米ドルを取り崩す

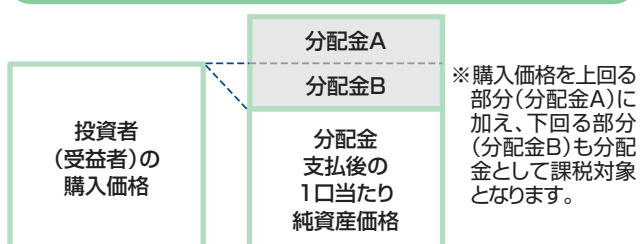
・上記いずれの場合も分配金受取額は同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

(注)分配金は、分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。

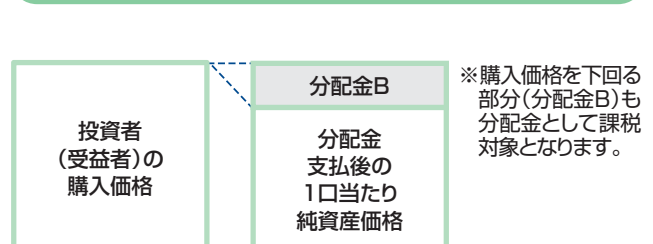
※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに1口当たり純資産価格について示唆、保証するものではありません。

- 投資者(受益者)のファンドの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配課税の対象となります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、本書の「手続・手数料等 ファンドの費用・税金 税金」をご参照ください。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入(申込)単位	1口以上1口単位 ただし、各販売会社は上記と異なる申込単位を定めることができます。
購入(申込)価格	各取引日に算出される1口当たり純資産価格 ※「取引日」とは、ニューヨーク証券取引所の各取引日をいいます。
購入(申込)代金	申込注文の成立を販売会社が確認した日(通常、お申込日の日本における翌営業日)から起算して日本での4営業日目までに販売会社に支払うものとします。
換金(買戻)単位	1口以上1口単位
換金(買戻)価格	各買戻日に算出される1口当たり純資産価格 ※「買戻日」とは、ニューヨーク証券取引所の各取引日をいいます。
換金(買戻)代金	日本における買戻代金の支払は、販売会社が当該注文の成立を確認した日から起算して日本における4営業日目に行われます。
申込締切時間	午後3時(日本時間)までとします。
購入の申込期間	2025年4月1日(火曜日)から2026年3月31日(火曜日)まで ※なお、上記期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入(申込)・換金(買戻)申込受付の中止及び取消	証券取引所の取引停止、資産の換金または支払に伴う送金の不能、その他やむをえない事情があるときは、受益証券の買戻の受付を中止もしくは換金価額の支払を遅延することがあります。
信託期間	信託証書の日付(2003年12月1日)から100年間
繰上償還	管理会社は、ファンド(または適用ある場合にそのクラス)の純資産価額が、ファンド(または適用ある場合にそのクラス)の存続についてビジネス的な展開に至らず、または受益者の利益に資するものではなくてしまうレベルにまで減少したことを理由として、その裁量により、受益者への通知後適当な時期にファンド(または適用ある場合にそのクラス)を終了することを決定することができます。 また、ファンド(または適用ある場合にそのクラス)は、次の場合に終了(繰上償還)することがあります。 ①受益者に対する通知から90日目以降に管理会社が、裁量により決定したとき。 ②管理会社の意見によれば、ファンド(または適用ある場合にその各クラス)の存続または他の法域への移転が違法となるか、または非現実的もしくは不適切またはファンド(または適用ある場合にその各クラス)の受益者の利益に反するとき。 ③ファンド(または適用ある場合にその各クラス)の発行済受益証券の75%以上の多数決がファンドの受益者の特別集会で決議されたとき。 ④バミューダ標準スキームとしてのファンドの承認が撤回されたとき。 ⑤信託証書作成日から100年間を経過したとき。 さらに、ファンドは、ファンドの純資産総額が、5,000万米ドルにまで減少した場合、これを終了することができます。
決算日	原則として毎年10月31日
収益分配	原則として純投資利益(利息等インカム・ゲイン)から毎月お支払いいたします。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金について限度額はありません。
運用報告書	計算期間(10月31日)終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は公募外国公社債投資信託として取扱われます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時(申込)手数料	3.3% (税込) 購入時(申込)手数料とは、ご購入時の商品説明、投資情報の提供、ご購入に関する事務手続き等の対価としてお支払いいただくものです。			
換金(買戻)手数料	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
管 理 報 酬 等	<内訳> ファンド純資産より、ファンドの純資産総額に対して <u>合計年率1.30%</u> を乗じた額がファンド資産から控除されます。			
	手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率(年率)
	管 理 報 酬	管 理 会 社	投資顧問、管理事務および第三者への業務の提供および提供の手配	一律 0.70%
	代行協会員報酬	代行協会員	受益証券に関する目論見書の配布、基準価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等の業務	1億米ドル以下の部分 0.10% 1億米ドル超の部分 0.05%
	販 売 報 酬	販 売 会 社	受益証券の販売、販売促進、募集、および買戻しに関連する業務	1億米ドル以下の部分 0.50% 1億米ドル超の部分 0.55%
そ の 他 費 用 ・ 手 数 料	● 管理報酬等のほか、上記の費用に含まれておらず、ご負担頂く費用総額に変更を生じ、また影響を与える可能性のあるその他の費用を、ファンドを通して間接的にご負担頂く場合があります。当該その他の費用には、ファンドの設立費用、日本における公募に関連する費用のほか、公租公課、ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、利息支払いを含む借入れ費用、訴訟費用および損害賠償費用等が含まれます。当該その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前にその料率および上限額を示すことはできません。 ※その他費用・手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。			

- 上記の手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況やファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

個人のお客様に適用される税制	
・ 個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)	
・ 受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく損益は、個人のお客様について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315% (所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)	
法人のお客様に適用される税制	
・ 法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)	

- 上記は、2025年2月末日現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

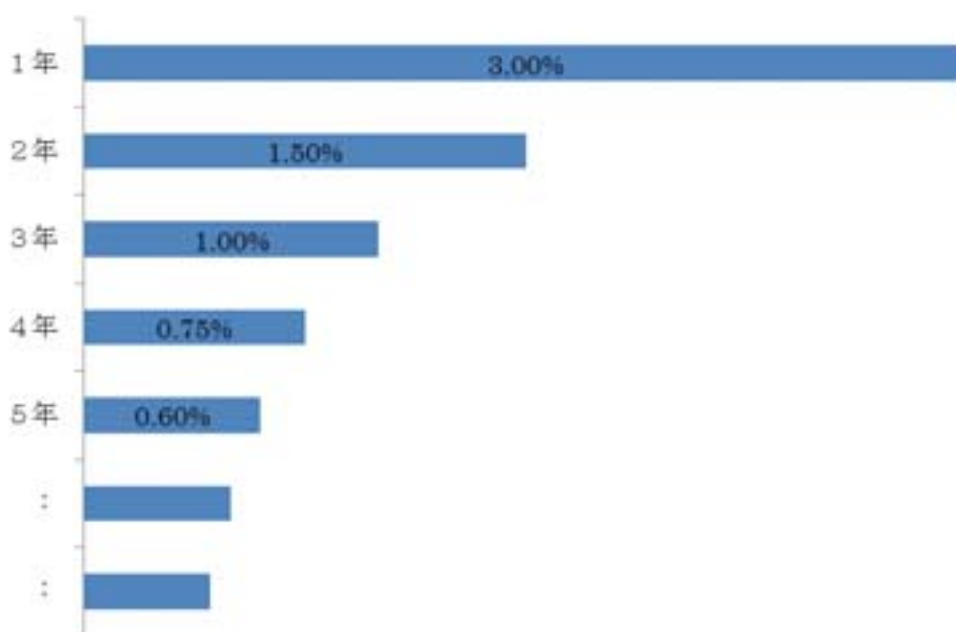
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料(リーフレット)等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- 本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- 本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- 当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「ピムコ・ワールド・ハイインカム」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入口数に応じて、以下の手数料率を購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に乗じて得た額となります。

購入時手数料	一律 3.3% (税抜 3.0%)
--------	-------------------

○購入単位は以下の通りとなります。

当初購入の場合	300口以上10口単位
追加購入の場合	300口以上10口単位

※投信自動積立の取扱はございません。

(この目論見書補完書面は2024年7月1日時点の情報に基づいて作成しております)